

公 告

公有財産（町有土地）の売り払いについて、公募抽選を行うので次のとおり公告する。

令和 7 年 10 月 23 日

北栄町長 手嶋 俊樹



記

1 公募抽選に付する物件

次に掲げる物件の売払

物件 番号	所在地 (鳥取県東伯郡)	地目	地積 (㎡)	売却価格 (円)	備考
1	北栄町六尾 354-20 (建物 付、駐車場有)	宅地	188.92	1,794,740	旧町営六尾北団地

2 受付期間及び申込書類提出先

期 間 令和 7 年 10 月 23 日 (木) から令和 7 年 11 月 21 日 (金) まで
提出先 北栄町役場大栄庁舎 2 階 企画財政課 財務室

3 公募抽選の参加資格及び申込方法等

別紙の町有地売却応募要領による

4 お問い合わせ先

東伯郡北栄町由良宿 423-1
北栄町 企画財政課 財務室
電 話 0858-37-5864
F A X 0858-37-5339
電子メール kikaku@e-hokuei.net

令和 7 年度

町有地売却応募要領

〔 公募抽選 〕

申込受付期間： 令和 7 年 1 0 月 2 3 日（木）から
令和 7 年 1 1 月 2 1 日（金）まで

町営住宅の用途廃止により、以下の物件について、要領等に基づき売却します。
申込者が多数の場合、抽選により購入者を決定します。

売却物件一覧

物件 番号	所在地	地積（㎡）	売却価格	備考
①	東伯郡北栄町六尾 3 5 4 - 2 0（建物付、 駐車場有）	188.92	1,794,740 円	旧六尾北団地 44 号

※物件の引渡しは現況有姿（登記面積）となります。申込みにあたっては必ず現地及び諸規制の状況を確認してください。

北栄町企画財政課

申込みから所有権移転までの流れ

※次ページ以降の町有地売却応募要領（公募抽選）を事前に確認してください。売却にあたり、条件があり契約事項等になっています。

1 申込み

- (1) 受付期間 令和7年10月23日（木）から令和7年11月21日（金）まで
※郵送の場合は特定記録郵便又は簡易書留によること（申込期限必着）
- (2) 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土、日曜日及び祝日を除く
- (3) 提出書類
 - ・町有地買受申込書（兼受付票）（様式第1号）
 - ・住民票（申込者のもの）
 - ・市区町村発行の納税証明書（申込み時点で未納がないことがわかるもの）
- (4) 提出先 北栄町役場大栄庁舎2階 企画財政課 財務室
(鳥取県東伯郡北栄町由良宿 423-1)

3 抽選の実施

- ・申込者数が多数の場合、公開抽選により購入者を決定します。
- ・公開抽選会の日時及び場所
 - 1 日時 令和7年11月27日（木）
 - (1) 受付 午後1時30分から
 - (2) 抽選 午後2時00分
 - 2 場所 北栄町大栄農村環境改善センター 1階 会議室1（大栄庁舎西側）

4 契約説明

購入者決定後、引き続いて購入者に対して契約内容を説明します。

5 契約の締結

収入印紙、実印が必要となります。
町が別に定める日までに売買契約の締結となります。

6 売買代金の支払

売買代金の支払は、町が発行する納入通知書により契約時に全額を一括で支払うか、契約後30日以内に一括で支払っていただきます。なお、売買代金の準備に時間を要する場合等については、事前に相談してください。

7 所有権の移転

売買代金の納入を確認した後に所有権を移転し、物件は現在あるそのままの状態引き渡します。

登記には、住民票、印鑑証明書及び登録免許税が必要となります。
※所有権移転の登記手続は、購入者（司法書士に依頼）で行っていただきます。

令和7年度 町有地売却応募要領（公募抽選）

1 売却物件及び注意事項

（1）売却物件 別紙物件調書のとおり

（2）注意事項

① 物件調書の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を記載したものであり、現時点で変更されている場合があります。また、図面についても現状と異なる場合があります。

② 売却物件はすべて現況有姿での引渡しとします。

ア 売却物件は、当該土地上のすべての工作物（フェンス、木柵、擁壁、給排水施設、舗装、車止め等）や樹木等が含まれ、物件調書と現況とに差異が生じている場合は現況が優先し、契約後の物件引渡しも、その時点でのあるがままの状態）とします。

イ 売却物件には、雨水排水管、物置等の隣接者と共有で利用している工作物があります。このため、利用についての覚書を隣接者と締結していただきます。

ウ その他、売却物件に越境物がある場合についても、現況のままで引渡しとします。町は越境関係を解消するための交渉や手続きは行わず、相隣関係間で話し合うこととします。契約後に越境関係が判明した場合も同様とします。

（注）越境とは、例えば、隣接地の建物の^{ひさし}庇が境界を越えて町有地上にかかっている場合や、逆に町有地上のフェンスが隣接地にかかっている場合等をさす。

③ 売買契約は登記簿地籍の数量で行います。

④ 必ず建物等の現地を確認してから申込みしてください。物件は現況有姿での引渡しとなります。（現地見学をせず申込みすることは可能ですが、事後に建物等の瑕疵等を発見しても、北栄町では一切責任を負いません。）

建物内部見学について

建物内部の確認を希望される場合は、北栄町役場企画財政課財務室
（電話：0858-37-5864）までご連絡ください。

⑤ 現地確認の際は周辺住民の方のご迷惑にならないようご注意いただき、みだりに隣接地には立ち入らないようお願いします。

2 申込者の資格条件等

（1）申込者の資格

① 申込者は個人に限ります。（法人の申し込みはできません。）

② 課税されている市区町村に税金等の滞納がないこと。

③ その他、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 当該公募抽選に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 申込者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者

エ その他町長が不適当と認める者

（2）申込条件

① 土地用途の指定

本物件は、個人が居住する住宅用地（以下「指定用途」という）として使用するものとします。

住宅建替えのため既存建物を解体することはできます。

② 指定用途に供すべき期日（入居要件）

本物件の契約の締結の日から起算して5年を経過する日（以下「指定期日」という）まで自らが入居する住宅として使用することが条件です。

③ 転売等の制限

指定期日までの5年間、町の承認を得ないで本物件を売買、贈与、貸与、交換、出資等による第三者への所有権の移転、又は本物件に地上権、質権、貸借権、その他使用収益を目的とする権利の設定をすることはできません。

ただし、購入に際して住宅ローンのため抵当権を設定することはできます。

④ 買戻特約

買戻特約登記を付します。①、②、③の事項に違反したときは、北栄町が契約代金で買戻します。特約期間は本物件の契約の締結の日から起算して5年間とします。

物件を買戻す際、契約費用、登記費用、物件の取得・所有に係る諸税、その他の金銭は返還しません。なお、本物件は原状回復で返還することが基本となりますが、状況に応じて町が返還条件を指示します。

物件を買戻した後の買戻特約抹消登記は町が行います。ただし、抹消登記に要する費用は契約者の負担となります。

なお、専用住宅を建築するために住宅ローンを借入れる際、金融機関から買戻特約の抹消を求められたときは、町の同意を得て行っていただきます。

3 申込方法

（1）申込書の提出

本要領に添付の「町有地買受申込書（兼受付票）」を申込者が持参してください。

郵送での提出も可能です。

申込受付後、交付（郵送による申込みの場合は、郵送にて交付）する「受付票」を抽選会当日必ず持参してください。

（2）添付書類

①申込者の住民票

②申込者の納税証明書

（3）申込期間

令和7年10月23日（木）から令和7年11月21日（金）まで

受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く）

郵送での申込みは11月21日（金）必着とします。

（4）申込先

北栄町役場大栄庁舎2階 企画財政課 財務室

〒689-2292

鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1

電話：0858-37-5864

メール：kikaku@e-hokuei.net

4 購入者の決定方法

(1) 購入者の決定

申込期間内に申込者が1名以内の場合はその方を購入者とします。

申込者が2名以上の場合は公開抽選により、購入者1名とそれ以外の補欠者を決定します。

(2) 公開抽選会

1 日時 令和7年11月27日(木)

(1) 受付 午後1時30分から

(2) 抽選 午後2時00分

2 場所 北栄町大栄農村環境改善センター 1階 会議室1(大栄庁舎西側)

3 その他 抽選開始時間までに申込者又は代理人が参加されない場合は、申込みを辞退されたものとします。

(3) 抽選方法

① 予備抽選

抽選日の受付番号の小さい番号順にくじを引き、本抽選の順番を決定します。

② 本抽選

予備抽選で決定した小さい番号順にくじを引き、1番目に数字の小さい者を購入者、2番目以降の者を補欠者とします。

なお、補欠者については、数字の小さい数字の者を優先とします。

(4) 購入者資格の譲渡禁止

購入者はその資格を譲渡できません。

(5) 繰上げ購入者

購入者が何らかの理由により契約の締結を辞退した場合は、補欠者が繰上げ購入者となります。(補欠者は、本抽選の小さい数字の者から繰り上げとなる。)

5 契約の締結

購入者は、町から指定された期日までに、町が用意する「土地売買契約書」により契約を締結していただきます。

また、契約には印鑑登録証明書の提出及び収入印紙(印紙税)の貼付が必要ですので、購入者の負担により準備していただきます。

○印紙税：1,000円の収入印紙

6 売買代金の支払方法等

(1) 売買代金の支払

町が発行する納入通知書により、契約締結と同時に売買代金(全額)をお支払いいただくか、契約締結後30日以内に売買代金(全額)をお支払いいただきます。なお、売買代金の準備に時間を要する場合等については、事前に相談してください。

納入通知書記載の金融機関以外では納入できません。

(2) 売買物件の引渡し

売買物件は、売買代金の納入をもって現況有姿での引渡しとなります。

7 所有権移転、買戻特約の登記

(1) 所有権移転、買戻特約の登記

所有権移転、買戻特約の登記は、司法書士に依頼するなどして購入者が物件の売買代金納入後に行ってください。

登記内容については事前に確認させていただきます。

登記に必要な住民票及び登録免許税は、購入者の負担により準備していただきます。

○移転登記登録免許税：約 30,000 円相当の収入印紙

○買戻登記登録免許税：1,000 円×土地数

(2) 登記完了

登記完了後は登記完了証を提出していただきます。

8 その他

(1) 契約及び登記に要する費用の負担

土地売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転・買戻登記に要する登録免許税のほか、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用が生じた場合は購入者の負担となります。

(2) 土地にかかる税金

○取得したとき：登録免許税（国税）、印紙税（国税）、不動産取得税（県税）

○所有しているとき：固定資産税（町税）

※毎年1月1日時点に土地、家屋等を所有している人にかかる税金です。

(3) 自治会加入

六尾北団地自治会への加入を原則とします。

(4) この要領に定めのない事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、北栄町財務規則（令和 17 年規則第 42 号）、北栄町普通財産処分事務取扱要綱（平成 24 年訓令第 54 号）及び北栄町の指示によることとします。

物件調書

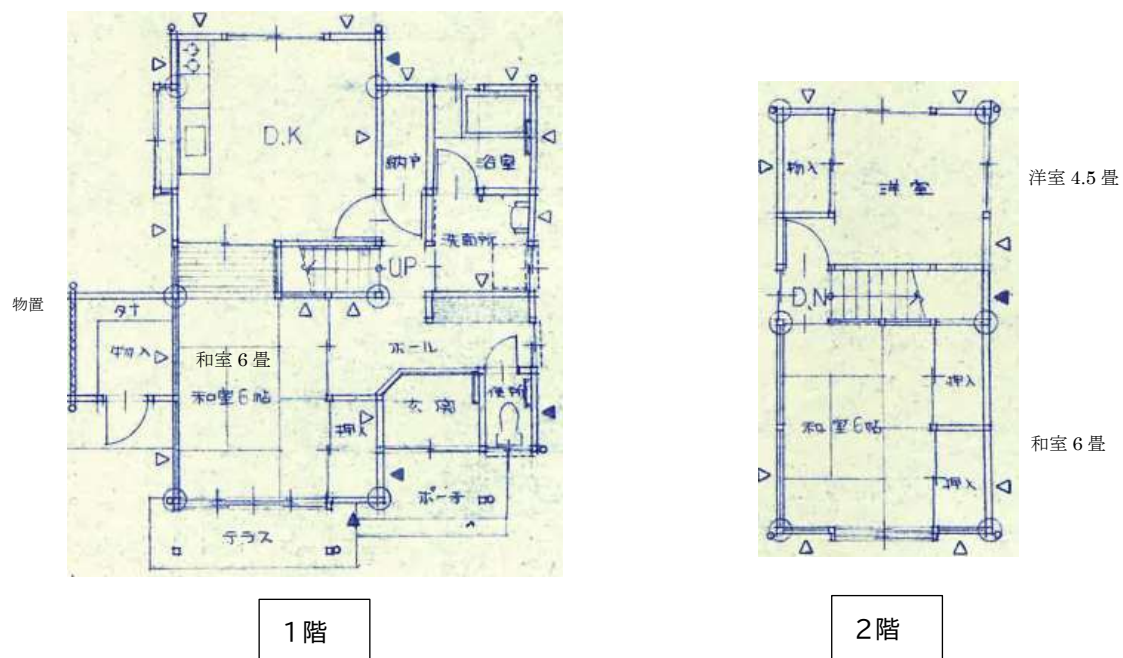
物件番号①

				売却価格	1, 794, 740円	
所 在 地	鳥取県東伯郡北栄町六尾字配竹 3 5 4 番 2 0					
住 居 表 示	鳥取県東伯郡北栄町六尾 3 5 4 番地 2 0					
地 籍	188.92 m ²	地 目	宅地	建物面積	54.87 m ²	
建 物 構 造	平成6年度建築 木造2階建 倉庫1棟・駐車場1台					
接面道路の幅員等	北側：町道（幅員約12.0m（歩道含む））に接面					
都市計画法等の制限	都市計画区域内					
交通機関	バス 六尾バス停 約100m J R 由良駅 約1,100m					
公共機関等	役 場	約650m（役場大栄庁舎）		こども園	約1,500m（大誠こども園）	
	交番等	約1,200m（由良駐在所）		小 学 校	約1,000m（大栄小学校）	
	郵便局	約900m（由良郵便局）		中 学 校	約1,000m（大栄中学校）	
参 考 事 項	（立地） ・本物件は、北栄町役場大栄庁舎の南東約400mに位置しています。 ・所在自治会は六尾北団地自治会（約40世帯）です。 （建物に関する表題登記） ・建物に関する表題登記及び権利登記は行われておりませんので、購入者において行っていただく必要があります。 ・町は、表題登記及び権利登記に必要な協力は可能な範囲で行いますが、費用は一切負担しません。 （残地物件等） ・建物内の残置物件については、現状のまま引渡します。 （設備） ・電気及び電話は付近の併用電柱から引き込みが可能です。 ・給排水設備については接面道路の本管より引き込み及び接続済みです。 ・テレビはケーブルテレビ線を引き込み済みです。 ・ガスはガスボンベによる供給です。LPガス業者に申し込んでください。 ・台所給湯器なし。1F DK 電照器具あり、1F 和室、2F 電照器具なし。 ・畳傷有り、壁落書き・釘打ち等有り、ふすま破れ有り、便器ひび有りなど ・建物は<u>個人所有の六尾 354 番地 21 の建物と連棟式住宅</u>です。 ・建物の解体又は切離しが必要な場合は、購入者において行っていただく必要があります。町は費用負担しません。 ・建物の再建築にあたっては、354 番地 21 の所有者と町の間で別に示す覚書を交わしており、<u>購入者には覚書の内容を継承するもの</u>とします。 ・雨水排水管は隣接者と共有となっていますので、覚書を交わす必要があります。					

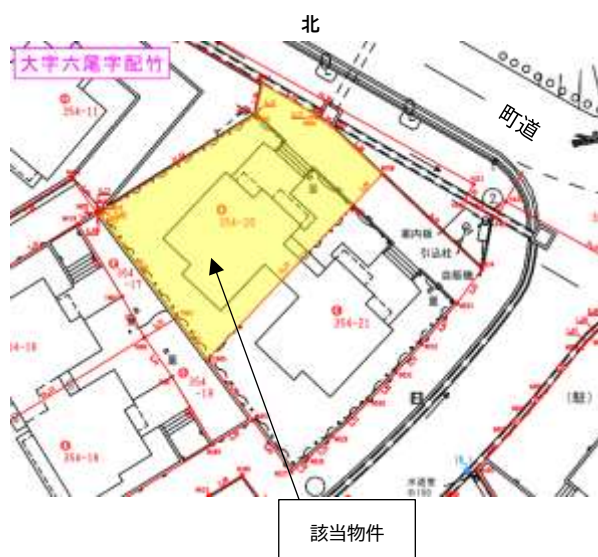
位置図



間取図



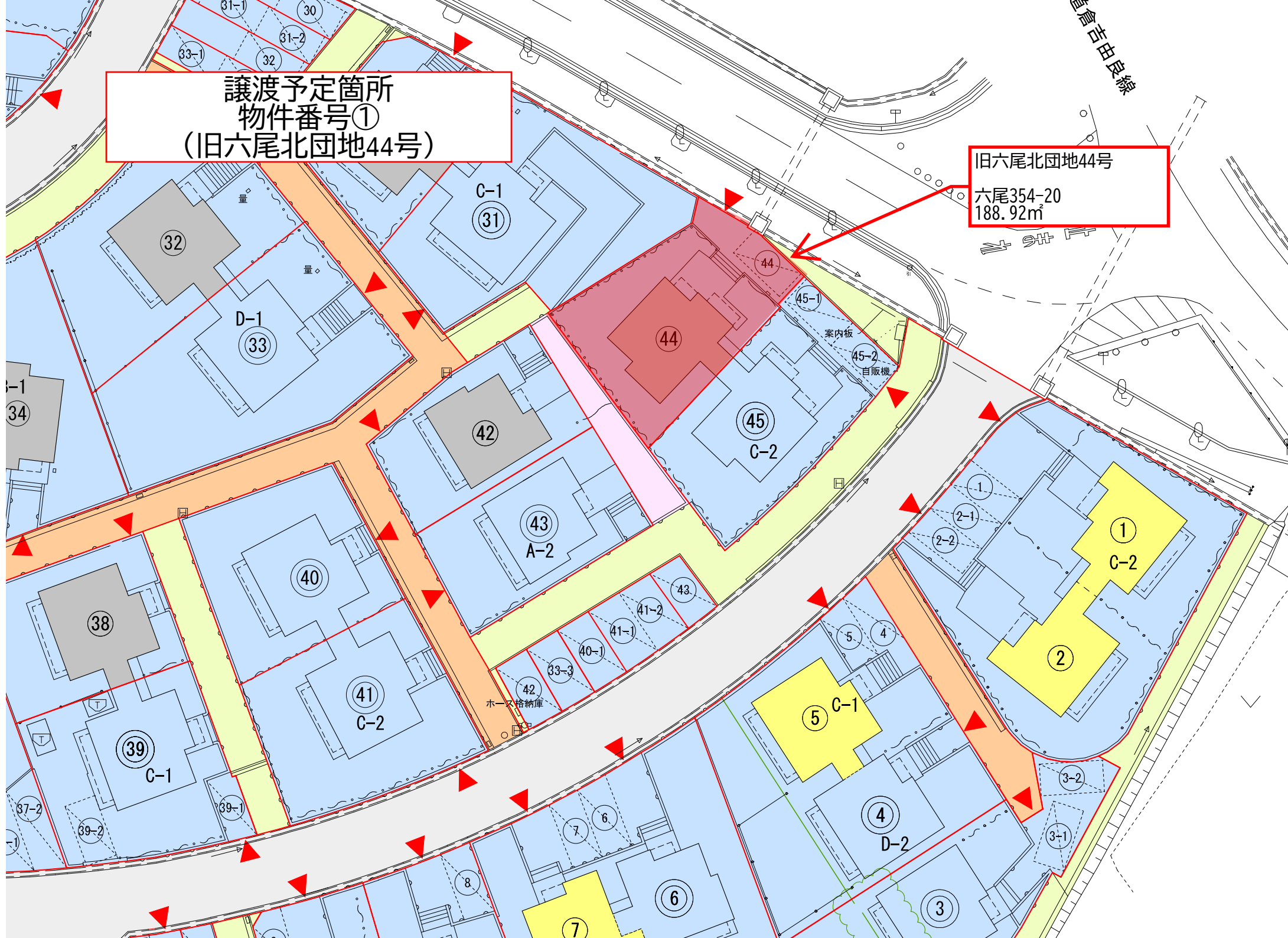
物件配置図・外観写真



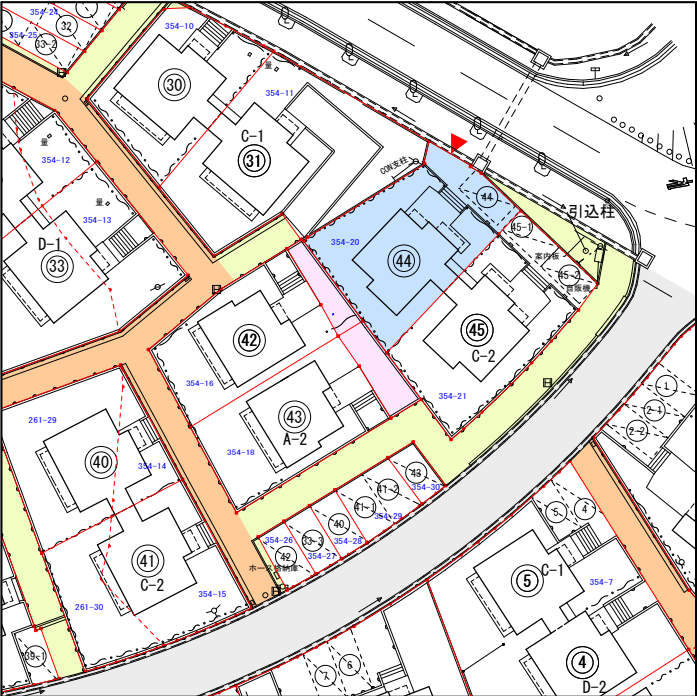
譲渡予定箇所
物件番号①
(旧六尾北団地44号)

旧六尾北団地44号

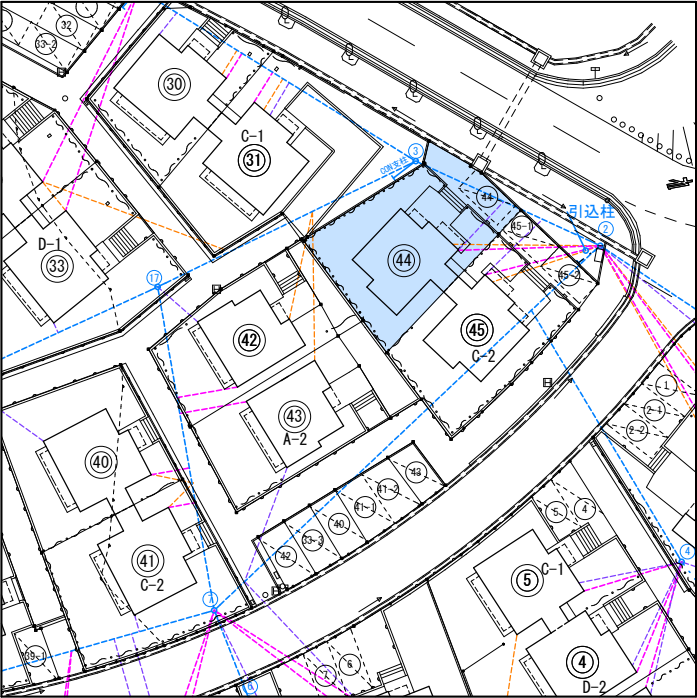
六尾354-20
188.92㎡



六尾北団地各戸敷地条件[4 4 号]



□架空線（電線）について



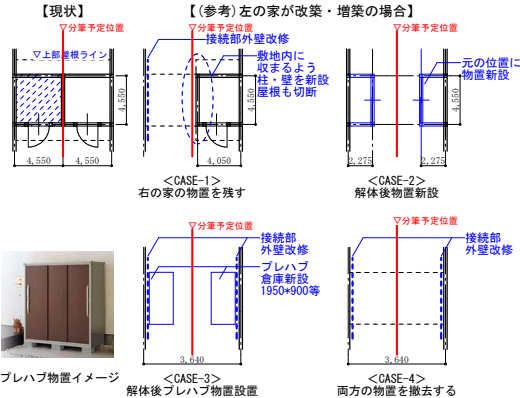
■住所番号：354-20

■敷地面積：188.92㎡

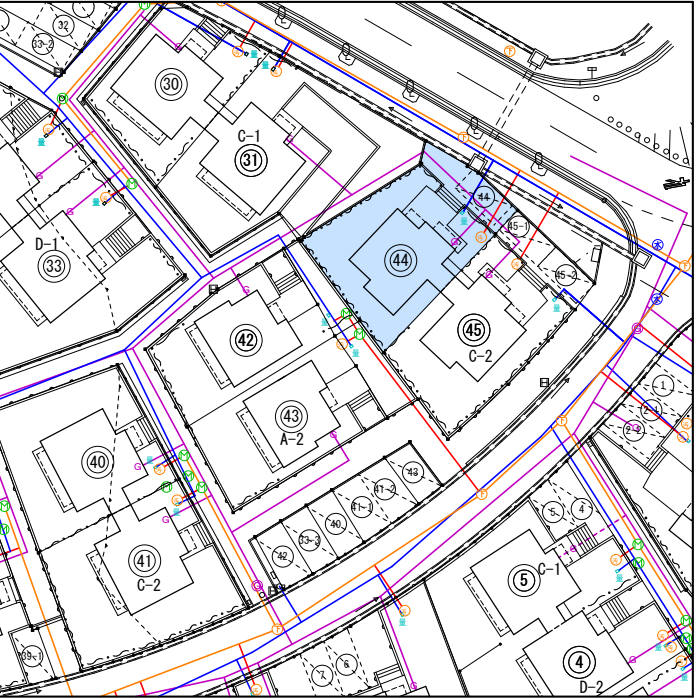
■駐車場について
住宅敷地内に1台駐車可能

□建築制限等について※譲渡後留意事項

■今後、10㎡以上の増築、解体して建替え（改築）の場合は「確認申請」を行い、県等の許可が必要です。
その確認申請をするためには、4 5 号との間の物置を解体し、敷地内に隣の建物が入っていない状態にする必要があります。
（垣根・フェンス等は対象外）
物置解体後の4 4 号側壁改修については隣接者と相談してください。



□地中埋設管について



■個別 L P G ボンベに変更する工事を
実施しました。
使用していないガス管は地中に残っています。
（ガスは抜いています）

■雨水排水は、4 5 号の雨水排水と共用の
桝を経由して側溝へ接続されています。
合流雨水桝は敷地境界上にあります。
解体等を行う場合は隣接者と相談し、
適切に処理してください。

鳥取県北栄町での住宅取得を応援！

北栄町で住宅を取得する場合、補助金を交付します

新築住宅購入 中古住宅購入

最大 **250** 万円 最大 **80** 万円

県外の方 最大 250 万円
県内の方 最大 125 万円
町内の方 最大 50 万円

県外の方 最大 80 万円
県内の方 最大 40 万円
町内の方 最大 15 万円

<住宅取得（新築・中古）補助金 早見表>

○町外者向け

区 分	移住者住宅取得支援補助金		
	基本額	+若年層加算（45歳まで）	+子育て応援加算
県外（新築）	定額50万円	(補助率) 住宅取得費の 5%※注1	+上限200万円 中学3年生までの子 1人目 5万円分 2人目以降 2万円分 ※町内通貨ポイント
(中古)	〃 50万円		
県内（新築）	〃 25万円		
(中古)	〃 25万円		

子育て世代の方には、
子育て応援ポイントも！

○町内者向け

区 分	定住者住宅取得支援補助金 ※若年層(45歳まで)のみ	
町内（新築）	(補助率) 住宅取得費の	上限50万円
(中古)	5%※注2	上限15万円

※ 申請者…住宅所有者（所有者が複数人の場合は、家の登記簿の持ち分比率が1/2以上の方）

※ 若年層の基準日…契約日時時点で申請者（住宅所有者:持ち分1/2以上）が45歳以下であること

※ 子育て応援加算の基準日…転入日に中学校3年生(15歳に到達してから最初の3月31日)までの人

※ その他国県町の補助金を受ける場合は、その対象部分は補助対象外です

※ 住宅取得費…（新築）住宅に係る工事費、（中古）住宅の取得に要する経費

※注1 対象外:土地購入費、土地改良工事、車庫・物置・フェンス、備え付けでない設備、申請手数料等

※注2 土地の購入等に要する経費も含む。

補助対象者チェックシート

<町外者向け>

【 移住者住宅取得支援補助金 】

- ☐ 申請者は、新築又は中古住宅を取得し町外から転入し、転入後1年以内の者
※住宅登記上の所有権が複数の者の共有に属するときは、持分が1/2以上の者
- ☐ 町内に定住の意志がある者
- ☐ 転入日以前に、過去3年間北栄町に住民登録されていないこと（世帯員含む）
- ☐ 購入する新築又は中古住宅の所有者の3親等以内の親族でない者
- ☐ 町税等の滞納がない、暴力団等ではない過去同様の補助金の交付を受けていない。

<加算額（若年層）>

- ☐ 申請者（家の持分1/2以上）が住宅取得日（契約日）に、45歳以下であること

<加算額（子育て世帯）>

- ☐ 中学生以下の子がいること

<町内者向け>

【 定住者住宅取得支援補助金 】

- ☐ 町内在住者で、町内に定住する目的で住宅を取得し、入居後1年以内の方
※住宅登記上の所有権が複数の者の共有に属するときは、持分が1/2以上の者
- ☐ 申請者（住宅契約者）が住宅取得日（契約日）に、45歳以下であること
- ☐ 購入する新築又は中古住宅の所有者の3親等以内の親族でない者
- ☐ 町税等の滞納がない、暴力団等ではない過去同様の補助金の交付を受けていない。

申請期限

- 住宅を取得し転入（入居）後、1年以内

補助金交付の流れ

- 申請者（交付申請及び実績報告）→ 役場（交付決定兼額の確定、お支払い）

その他

- 転入日から5年以内に町外に転出した場合は補助金返還となります。
- 本補助金は令和8年度までは実施予定です。（3年ごとに見直します。）
- その他の国、県、町の補助金との同一経費の重複交付はできません。

R6～	補助金等名称	併用	控除方法
国費	子育てエコホーム支援事業	○	町補助対象経費から国交付額を控除
県費	とっとり住まいる支援事業補助金	○	町補助対象経費から県交付額（県外者は材料実費額）を控除
町費	町創エネルギー等設備設置費補助金	○	町補助対象経費から交付額又は実費額を控除